

社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会
障害福祉サービス事業所 利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会障害福祉サービス事業所（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される居宅介護、重度訪問介護を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第1条（目的）

本契約は、事業者が利用者に対し、障害者総合支援法令に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護等を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（期間）

- 1 本契約の契約期間は、障害福祉サービス受給者証に記載してある支給決定期間満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日以前に利用者から更新拒絶の申し出がない場合、事業者は利用者に対し、契約更新の意志を確認し、本契約と同一内容での更新の意志が確認された場合には、引き続きサービスを提供します。
- 3 利用者から更新拒絶の意志が表示された場合は、事業者は他の事業者に情報を提供する等、必要な措置をとります。

第3条（居宅介護計画書）

- 1 サービス提供責任者は利用者のおかれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容の把握に基づき個別支援計画を作成します。
- 2 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。
- 3 個別支援計画作成後、定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者をその家族に説明をし、文書により同意を求めます。

第4条（訪問介護員の交替等）

- 1 本契約において、「訪問介護員」とは、所定の研修を受けた上で居宅介護サービス事業に従事し、介護・家事援助及び相談助言等を行う専門職員をいうものとします。
- 2 契約者は、選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適切と認められる事情にその他の交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対し

て訪問介護員の交替を申し出ることができます。

- 3 事業者は、訪問介護員の交替により、契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

第5条（サービス内容）

- 1 事業者は、個別支援計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。
- 2 サービス提供は、当事業所の訪問介護員があたります。
- 3 サービスの提供にあたっては、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じて生活全般にわたる援助を適切に行います。
- 4 利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

第6条（利用料金の支払い）

- 1 利用者は、「重要事項説明書」に定める介護給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める額。）を支払います。介護給付費等については、事業者が市から代理受領します。
- 2 利用者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払いをします。なお、自動車を使用した場合の交通費は「重要事項説明書」に定める通りとします。

第7条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止の申し出をした場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、キャンセル料はいただきません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

第8条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者に対して、居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。
- 3 地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サ

ービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第9条（事業者の具体的義務）

- 1 （安全配慮義務） 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2 （説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。
- 3 （守秘義務） 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4 （身体拘束の禁止） 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 （記録保存整備義務） 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。

第10条（守秘義務）

- 1 事業者、サービス従事者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業者は、ご契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の各関係機関との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第11条（虐待防止について）

- 1 事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - 一 虐待防止に関する責任者を選定します。
 - 二 成年後見制度の利用を支援します。
 - 三 苦情解決体制を整備します。
 - 四 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
 - 五 サービス提供中に、当該事業所のサービス従業者または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる契約者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

第12条（身体拘束について）

- 1 事業者は原則として契約者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えら

れるときは、契約者に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取組みを積極的に行います。

- 一 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- 二 非代替性…身体拘束以外に、契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- 三 一時性…契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

第13条（個人情報の保護）

- 1 事業者は契約者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- 2 事業者は、利用者に係る各関係機関との会議等において、利用者又はその家族の個人情報をを用いる場合は、契約者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとします。

第14条（事故と損害賠償）

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第15条（契約の終了事由）

本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 三 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 四 第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 五 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

第16条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者が契約終了を希望する日の前日まで事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第17条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第8条1項から4項に定める義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 利用者に支払い能力があるにもかかわらず第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 二 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- 三 利用者がサービス実施地域以外に転居した場合

第19条（苦情解決）

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることができますし、重要事項説明書に記載された鹿児島県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第20条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人または立会人

住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____

事業者

住所 鹿児島県伊佐市菱刈前目 711 番地 1

事業者名 社会福祉法人伊佐市社会福祉協議会

代表者 会長 野村 治男